

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	西田 裕一郎
登録番号又は法人番号	22302117
所属する単位会	兵庫県行政書士会
事務所名称	YOU行政書士事務所
事務所所在地	兵庫県西宮市六湛寺町9-10-301
処分年月日	令和6年1月29日
処分内容（種類）	廃業勧告及び2年間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	<p>被処分者は業務受託時に前金払いを求め受領するも、数カ月経っても業務を着手することなく、令和5年9月初旬以降全く連絡がつかないとの苦情が数十件あり、業務を行う意思が初めから見受けられず前金詐取の目的が疑われる。また、被処分者から業務を受託した行政書士数名よりその費用が支払われず、連絡がつかないとの苦情の申し入れもあった。顧客に金銭の借入を求めるなど、品位に欠ける言動も確認されており、綱紀委員会や弁明委員会からの呼び出しにも一切応じなかったため、このような事実は、行政書士法第10条の規定に違反し、兵庫県行政書士会会則第38条第1項の『行政書士たるにふさわしくない重大な非行』に該当する。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条 兵庫県行政書士会会則第38条第1項</p> <p>本会は、個人会員が法令等又は兵庫県知事の処分に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、理事会の承認を得て、当該会員に対し処分を行うことができる。</p>